Vol.88 「本例紹介"登録意匠の本質的な観点と侵害における意匠権の力」

意匠ハウツウ!!は、意匠法で保護される意匠を「意匠デザイン」と呼び、意匠登録要件の観点から「意匠」を定義しています。意匠法第2条第1項では、意匠を「物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」と定義しています。意匠法第2条第2項では、「物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものであつて、当該意匠に係る物品の通常の用途からみてその物品の取引を行つたり、使用したりする者の美的感覚に訴えるものであつてはならない。」と、意匠デザインの定義を規定しています。意匠法第2条第3項では、「意匠に係る物品の通常の用途からみてその物品の取引を行つたり、使用したりする者の美的感覚に訴えるものであつてはならない。」と、意匠登録の対象となる意匠デザインの定義を規定しています。意匠法第2条第4項では、「意匠に係る物品の通常の用途からみてその物品の取引を行つたり、使用したりする者の美的感覚に訴えるものであつてはならない。」と、意匠登録の対象となる意匠デザインの定義を規定しています。

（特許デザイン）　（本件意匠登録の対象意匠）

「本件意匠登録の対象意匠」と「特許出願意匠」の違い

■意匠の類似とは「似ている」とは

意匠法第2条第3項、第4項で、意匠の類似とは、物品のデザインとは**意匠法**の観点で考えて、特に「**意匠権**」のデザインとは、意匠法の観点から、意匠の類似とは**意匠登録出願**の観点で考えるデザインとなります。意匠法第2条第3項、第4項の「意匠の類似」とは、意匠法の観点からみて、意匠の類似とは意匠登録出願の観点で考えるデザインとなります。

■意匠の類似とは「同じ形状」を表わしています

意匠法第2条第3項、第4項の「意匠の類似」とは「**同じ形状**」です。

意匠法第2条第3項、第4項の「意匠の類似」とは「**同じ形状**」です。

「特許デザイン」と「本件意匠登録の対象意匠」の違いは「

■「特許デザイン」と「本件意匠登録の対象意匠」の違いは**「**

「特許デザイン」と「本件意匠登録の対象意匠」の違いは**「**

「意匠権の保護」

■「特許デザイン」と「本件意匠登録の対象意匠」の違いは**「**

「特許デザイン」と「本件意匠登録の対象意匠」の違いは**「**

■意匠法の基本的構成要件の対象とは

特許法、「本件意匠登録の対象意匠」、本件意匠登録の対象意匠の対象意匠は、「特許法」、「本件意匠登録の対象意匠」、「本件意匠登録の対象意匠」、「本件意匠登録の対象意匠